

「京都みどりプロジェクト」ロゴマーク使用管理規程

制定 平成23年11月15日決定

改正 平成30年10月22日決定

(目的)

第1条 この規程は、「京都みどりプロジェクト」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークの制式及び色彩は、別紙1のとおりとする。

(権利)

第3条 ロゴマークの権利は、京都市が所有する。

- 2 ロゴマークは無断で使用してはならない。
- 3 ロゴマークと誤認される類似の文字及び図形を使用してはならない。

(使用の承認)

第4条 ロゴマークの使用を希望する者は、「京都みどりプロジェクト」ロゴマーク使用申請書（以下「申請書」という。）（第1号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく使用するときはこの限りではない。

- (1) 国及び地方公共団体が、ロゴマークの使用目的に沿った「京都みどりプロジェクト」PR活動を行うとき。
 - (2) 報道機関が「京都みどりプロジェクト」の報道及び広報の目的で使用するとき。
 - (3) その他市長が使用を適当と認めたとき。
- 2 使用者は、申請内容に変更が生じた場合、「京都みどりプロジェクト」ロゴマーク使用変更申請書（以下「変更申請書」という。）（第2号様式）により、あらかじめ、変更内容を市長に提出し、変更の承認を受けなければならない。
- 3 市長は、申請書又は変更申請書の記載内容及び添付資料を審査のうえ、適当であると認められる場合、これを承認し、「京都みどりプロジェクト」ロゴマーク使用承認書（第3号様式）を交付するものとする。ただし、市長はロゴマークの使用に際し、必要に応じて条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次のいずれかに該当すると認められるときは、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 京都みどりプロジェクトの趣旨に反し、又は品位が損なわれるおそれがあると認められるもの。
- (2) 公序良俗に反するもの。

- (3) 宗教的又は政治的な目的を有するもの。
- (4) ロゴマークの使用者が提供する物品やサービス等の品質・安全性を保証し、又は保証すると誤認を与え、又は与えるおそれがあると認められるもの。
- (5) その他、市長が使用を認めることが適当でない判断するもの。

(使用の期限)

第6条 ロゴマークの使用期限は、第4条によって承認された期間の末日とする。ただし、承認された期間内に「京都みどりプロジェクト」が終了するときは、その終了日を持って使用の期限とする。

なお、使用者の理由により使用承認期間中に使用を中止する場合は、使用者は遅滞なくその内容を市長に届けるものとする。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(遵守事項)

第8条 ロゴマークを使用するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定された色や形状を変更しないこと。
- (2) 承認を受けた内容のものにのみ使用すること。
- (3) 承認を受けた期間のみ使用すること。
- (4) 承認を譲渡し、又は転貸しをしないこと。

(承認の取消し)

第9条 ロゴマークの使用が本規程又は使用条件に違反していると認められる場合、市長はその承認を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により使用承認を取り消された者は、ロゴマークの使用を中止しなければならない。
- 3 第1項の規定により使用承認を取り消した場合、使用承認を取り消された者又は第三者に損害が生じて、京都市は一切その責めを負わないものとする。

(事故、苦情の処理)

第10条 ロゴマークを使用した商品等又はサービスに係る事故、苦情、損害（以下「事故等」という。）が発生した場合は、ロゴマークの使用者が、使用者の責任の下に処理しなければならない。

- 2 前項に規定する事故等については、速やかに市長に報告しなければならない。
- 3 第1項に規定する事故等について、京都市は一切その責めを負わないものとする。

(報告)

第11条 市長は、ロゴマークの使用者に対し、その使用に関して必要と認められる場合には、ロゴマークに係る商品やサービスの内容について報告を求めることができる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、産業観光局長が別に定める。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。

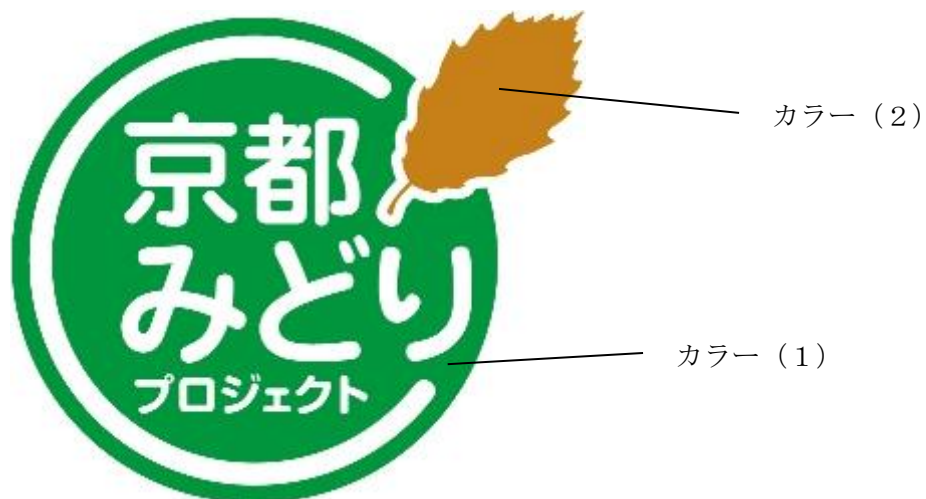
附 則（平成30年10月22日産業観光局長決定）

この規程は、決定の日から施行する。

(別紙1)

京都みどりプロジェクトロゴマーク

1 多色表示



カラー(1)

【プロセスカラーの場合】C 92%+M 12%+Y 98%+K 10%

【特色・単色の場合】D I C - 2 5 6 1

カラー(2)

【プロセスカラーの場合】C 20%+M 52%+Y 96%+K 0%

【特色・単色の場合】D I C - 3 1 4

2 単色(白黒)表示

